



市議会だより

平成25年3月定例会を終えて

今定例会は、平成25年度一般会計・特別会計・企業会計の各予算議案の審議を本会議では1日半の日程で、また、その審査を付託した予算決算委員会では2日間の日程で慎重な審査を行いました。本会議においては、予算編成の基本的な考え方や中長期財政の見通しなど、また新規事業である市民活動応援事業について、多くの議員が質問しました。

予算決算委員会の審査の結果、厳しい財政状況を踏まえ、今後の持続可能な健全財政構築のために、後期基本計画の事業実施にあたっては、財政運営の中長期的な視点も含め推進されたいなど3点の意見を申し添えて可決いたしました。

また、市が設置する審議会等への議会の議員派遣については、議会基本条例の制定により、二元代表制の下、議事機関である議会の役割を明確に示したことから、議会改革推進会議検討部会において議員派遣について検討した結果、「審議会等へ議員を派遣しない」とする議会の考え方を意見書として市長に提出しました。

このことにより、今定例会にて亀山市住居表示審議会、亀山市廃棄物減量等推進協議会及び亀山市水道水源保護審議会の3条例について、議会の議員を審議会の委員としないこととする条例の一部改正が提案され、可決いたしました。

今後は、議会の議員を派遣しないことから、どのように執行部の提案に対して議論を行っていくのか、その関与について、議論を重ねているところであります。



亀山市議会議長
櫻井清蔵

予算決算委員会

平成25年第1回臨時会

平成25年第1回臨時会は、2月19日の1日間の会期で開催しました。

冒頭に、2月3日に行われた市議会議員補欠選挙で当選されました西川憲行議員の議席の指定を行い、また、議長の指名により、総務委員会の委員に選任しました。

提案された議案は、採決の結果、全て原案どおり同意、承認しました。

第1回臨時会議案等議決結果一覧

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第1号	亀山市監査委員の選任同意について 亀山市監査委員の落合弘明氏が、平成25年2月21日をもって任期満了となることから、その後任者として、識見を有する者のうちから選任する監査委員として匹田哲氏を選任いたしましたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。	同 意
議案 第2号	亀山市監査委員の選任同意について 亀山市監査委員の加藤 隆氏が、平成25年2月21日をもって任期満了となることから、その後任者として、識見を有する者のうちから選任する監査委員として渡部満氏を選任いたしましたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。	同 意
議案 第3号	亀山市公平委員会委員の選任同意について 亀山市公平委員会委員の石山覺紀氏が、平成25年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任いたしましたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。	同 意
議案 第4号	亀山市公平委員会委員の選任同意について 亀山市公平委員会委員の中島 高氏が、平成25年2月21日をもって任期満了となることから、その後任者として峯 裕氏を選任いたしましたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。	同 意

議案の審議結果

※ ○印は賛成 ×印は反対 なお、櫻井議長は採決に加わっておりません。

議 席 番 号	議 員 名	1	2	3
議 案 名		西 川 憲 行	高 島 真	新 秀 隆
議案第1号 亀山市監査委員の選任同意について		○	○	○
議案第2号 亀山市監査委員の選任同意について		○	○	○
議案第3号 亀山市公平委員会委員の選任同意について		○	○	○
議案第4号 亀山市公平委員会委員の選任同意について		○	○	○
議案第5号 亀山市公平委員会委員の選任同意について		○	○	○
議案第6号 亀山市教育委員会委員の任命について		○	○	○
議案第7号 亀山市教育委員会委員の任命について		○	○	○
報告第1号 専決処分した事件の承認について		○	○	○

議案番号	議案名等	議決結果
議案 第5号	亀山市公平委員会委員の選任同意について 亀山市公平委員会委員の福島富士子氏が、平成25年2月21日をもって任期満了となることから、その後任者として岩田温子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。	同意
議案 第6号	亀山市教育委員会委員の任命について 亀山市教育委員会委員の岡田香氏が、平成25年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。	同意
議案 第7号	亀山市教育委員会委員の任命について 亀山市教育委員会委員の宮崎洋子氏が、平成25年2月21日をもって任期満了となることから、その後任者として井上恭司氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。	同意
報告 第1号	専決処分した事件の承認について 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、平成25年2月3日執行の亀山市議会議員補欠選挙に必要な選挙費を追加し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年12月25日に専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。	承認
報告 第2号	専決処分の報告について 市内阿野田町地内において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年1月25日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。	—
報告 第3号	専決処分の報告について 市内関町泉ヶ丘地内において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年2月5日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。	—

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
尾崎邦洋	中嶋孝彦	豊田恵理	森美和子	福沢美由紀	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	前田耕一	中村嘉孝	宮崎勝郎	片岡武男	宮村和典	前田稔	服部孝規	小坂直親	竹井道男	大井捷夫	櫻井清蔵
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

議案質疑は 2 名の議員が行いました。内容は次のとおりです。
(質疑一覧中、太字の質疑について質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

服部 孝規（日本共産党）

議案第 1 号及び議案第 2 号 亀山市監査委員の選任同意について



1 地方自治法第196条第2項に規定する「2人以上の場合その1人

以上はその団体の職員でなかった者」という元市職員の制限について

議案第 6 号及び議案第 7 号 亀山市教育委員会委員の任命について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に規定する「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する」について

問 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条には、「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する」と規定されているが、今回、新たに任命することで、現在と比較して偏りが生じることはないのか。

小坂 直親（緑風会）

議案第 1 号及び議案第 2 号 亀山市監査委員の選任同意について



1 選任する要件について

議案第 6 号及び議案第 7 号 亀山市教育委員会委員の任命について

1 選任する要件について

問 人事案件について、委員の任命にあたっては、どういう理由、要件及び基準で選任されたのか、考え方を尋ねる。

また、教育委員会委員の任命にあたり、選定する要件として、地域性を考慮したのか伺う。今回、任命する委員を含めて 5 人の委員については、亀山中学校区が 3 人、中部中学校区が 2 人で、関中学校区にはいないことになるが、それぞれの学校の実情や地域の風土などを十分加味して、バランスよく任命すべきではないか伺う。

また、今後において選任や任命をしようとする人物について、議会側にもっと分かりやすい資料を提出することが必要だと思うが、市長の見解を伺う。

答 教育委員会委員の候補者については、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する方を選定し、提案したものである。新委員を含めた 5 人の委員の年齢は、40 歳代から 70 歳代で、女性が 2 名、男性が 3 名となり、職業は、元教員、自営業、保護者である方など、法で定める委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように十分配慮して候補者を選定したところである。

また、議会への人事議案の提案については、昨年度の 6 月定例会より、事前に代表者会議で氏名、生年月日、住所、さらに略歴として最終学歴やその職歴を示している。

今後も、プライバシーの部分は配慮しながら、可能な限り情報を示していきたい。

答 選任については、いずれも人格が高潔で、特に監査委員は、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理にすぐれた識見者であること。教育委員は、教育及び文化に識見を有する者とし、基本的な選定要件として、2 期 8 年を超えて選任しないこと、また、年齢が 70 歳を超えない方を候補者とするよう配慮したところである。

また、今回の選定は、法律に規定する要件、年齢、性別、職業等を満たす中で、各中学校区のバランスは、5 名の委員それぞれの任期が異なっており、少しタイムラグがあるという状況となっている。

今後もこの 5 人の委員で構成される合議体として、公正な立場から教育について幅広く議論していただけるという体制構築については、しっかりと配慮させていただくものである。

平成25年3月 定例会

平成25年3月定例会は、2月27日から3月27日までの29日間の会期で開催しました。

3月11日と12日に議案質疑、12日から14日に一般質問を行いました。議案については各常任委員会に付託し、15日に産業建設委員会を、18日に教育民生委員会を、21日に総務委員会を、26日、27日には予算決算委員会を開催し、審査を行いました。

提案された議案等は、採決の結果、全て原案どおり可決、同意しました。

3月定例会議案等議決結果一覧

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第8号	亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について 新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成24年5月に制定され、同法において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村対策本部を設置することとされたことにより、亀山市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第9号	亀山市情報公開条例の一部改正について 「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する等の法律」により国有林野事業が国営企業でなくなることに伴い、国が経営する企業がなくなるため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第10号	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第11号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 地域主権戦略大綱に基づく権限移譲により、これまで県が行っていた育成医療に係る自立支援医療の支給の認定及び自立支援医療費の支給は、平成25年4月1日以降、市で行うことになるため、育成医療の支給の認定において医学的な審査を行う嘱託医を設置するに当たり、その報酬の額を日額17,500円と定めるため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第12号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について 依然として厳しい経済情勢と、他市における支給状況等を総合的に勘案し、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料及び期末手当を引き続き減額するとともに、市長及び副市長の退職手当について100分の20に相当する額を減じることとするため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第13号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について 依然として厳しい経済情勢と、他市における支給状況等を総合的に勘案し、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の給料及び期末手当を引き続き減額するとともに、退職手当について100分の20に相当する額を減じることとするため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第14号	亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について 退職給付における官民較差の解消を図るため、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が平成25年1月1日に施行され、この法律による国家公務員の退職手当に係る制度改正に鑑み、市的一般職に属する職員の退職手当についてもその取扱いに準じることとするため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第15号	亀山市基金条例の一部改正について 市が設置している基金のうち、「基幹林道維持管理基金」は、平成23年度に全額を基幹林道の維持管理に要する資金に充て、今後の基幹林道の維持管理は一般財源で対応することから、設置が不要となったこと、また、国民健康保険法施行令の改正により、平成24年4月から、外来診療に係る窓口での負担額を高額療養費の自己負担限度額までにとどめる取扱いとなり、「国民健康保険高額療養費貸付基金」の設置が不要となったことから、本条例に規定する、「基幹林道維持管理基金」及び「国民健康保険高額療養費貸付基金」を廃止するため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第16号	亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第17号	亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について 亀山市議会基本条例の制定により議事機関である議会の役割が示され、二元代表制のもと、執行機関である市長との関係が明確にされたことから、亀山市住居表示審議会条例、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、亀山市水道水源保護条例について、市議会議員を市の審議会の委員としないこととするため、それぞれの条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第18号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について 「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する等の法律」により国有林野事業が国営企業でなくなることに伴い、国が経営する企業がなくなるため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第19号	亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」による道路法施行令の一部改正により道路の占用の許可に係る工作物として太陽光発電設備等が追加されるため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第20号	亀山市営住宅条例の一部改正について 昭和30年代以前に建設した木造の市営住宅については、亀山市住生活基本計画において、新たな入居者募集は行わず、入居者の退去後に順次用途を廃止し、解体を行っていく方針としていることから、老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行う。	原案可決

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第21号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第22号	平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決
議案 第23号	平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案 第24号	平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案 第25号	平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案 第26号	平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案 第27号	平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案 第28号	平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案 第29号	平成25年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案 第30号	平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案 第31号	平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案 第32号	平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案 第33号	平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案 第34号	平成25年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案 第35号	平成25年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案 第36号	平成25年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決
議案 第37号	平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について	原案可決
議案 第38号	三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について 一部事務組合である三重県市町総合事務組合が共同処理する事務のうち「物品及び業務委託に係る入札参加資格申請書の受付及び審査の共同化に関する事務」に平成25年4月1日から伊賀市を加えること及び規約の字句整理のため、同組合規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第39号	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線の和田27号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。	原案可決

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第40号	市道路線の認定について 県道の路線変更に伴い、市道として存置する必要のある路線である原尾11号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第41号	市道路線の認定について 県道から公共施設に接続する新規路線である本町学校連絡線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第42号	市道路線の変更について 県道の路線変更により生じた重複認定区間の解消のため、原尾10号線の起点の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第43号	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の楠井嘉行氏が、平成25年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。	同 意
議案 第44号	人権擁護委員の候補者の推薦同意について 人権擁護委員の小菅保子氏が、平成25年6月30日をもって任期満了となることから、その後任者として、國分てる子氏を推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。	同 意
報告 第4号	放棄した私債権の報告について 亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により、市の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。	—
議員提出 議 案 第1号	亀山市議会会議規則の一部改正について 地方自治法の一部改正に伴い、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったことから、この制度を導入のため、本規則について所要の改正を行う。	原案可決
議員提出 議 案 第2号	亀山市議会委員会条例の一部改正について 地方自治法の一部改正に伴い、地方議会の運営の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について、条例に委任する改正が行われたことにより、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議員提出 議 案 第3号	亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について 地方自治法の一部改正に伴い、「政務調査費」が「政務活動費」に名称変更され、その交付目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とされるとともに、政務活動費を充てることができる範囲について条例で定めなければならないこと、その使途の透明性の確保に努めることが新たに規定されたため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議員提出 議 案 第4号	亀山市議会基本条例の一部改正について 地方自治法の一部改正に伴い、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったこと、政務調査費の名称が政務活動費に改められしたこと、また議員定数条例の制定に伴う議員定数改正の提案の方針をより明確にするため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決

議員提出議案

地方自治法の一部改正等により、議会運営に係る条例・規則等を一部改正しました。

議員提出議案第1号 亀山市議会会議規則の一部改正について

- 本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることになったことから、市議会の本会議においてもその制度を導入します。
- 議会の審査、又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として議会改革推進会議及び検討部会と広聴広報委員会を設けます。

議員提出議案第2号 亀山市議会委員会条例の一部改正について

- 議員は少なくとも一つの常任委員になることを規定します。
- 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任することを規定します。
- 常任委員、議会運営委員、特別委員の選任について、議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任するものとします。
- 平成25年4月1日の組織・機構改革に伴い常任委員会の所管を変更します。

議員提出議案第3号 亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

- 「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めます。
- 政務活動費の目的は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するためとします。
- 政務活動費を充てることができる経費の範囲等を定めます。
- 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとします。

議員提出議案第4号 亀山市議会基本条例の一部改正について

- 「政務調査費」を「政務活動費」に改めます。
- 議会の討議への市民参画のため、本会議においても公聴会制度及び参考人制度を活用することとします。
- 議員の定数改正の提案の方針等について、より明確にします。



議案の審議結果

※ ○印は賛成 ×印は反対 なお、櫻井議長は採決に加わっておりません。

議席番号	議員名	1	2	3
議案名		西川憲行	高島真	新秀隆
議案第8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	○	○	○	
議案第9号 亀山市情報公開条例の一部改正について	○	○	○	
議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	○	○	○	
議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	○	○	○	
議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	○	○	○	
議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について	○	○	○	
議案第14号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について	×	○	○	
議案第15号 亀山市基金条例の一部改正について	○	○	○	
議案第16号 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について	○	○	○	
議案第17号 亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について	○	○	○	
議案第18号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	○	○	○	
議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について	○	○	○	
議案第20号 亀山市営住宅条例の一部改正について	○	○	○	
議案第21号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	○	○	○	
議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算(第7号)について	○	○	○	
議案第23号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	○	○	○	
議案第24号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	
議案第25号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	○	○	○	
議案第26号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	○	○	○	
議案第27号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算(第3号)について	○	○	○	
議案第28号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算(第3号)について	○	○	○	
議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について	○	○	○	
議案第30号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	○	○	○	
議案第31号 平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	○	○	○	
議案第32号 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	○	○	○	
議案第33号 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について	○	○	○	
議案第34号 平成25年度亀山市水道事業会計予算について	○	○	○	
議案第35号 平成25年度亀山市工業用水道事業会計予算について	○	○	○	
議案第36号 平成25年度亀山市病院事業会計予算について	○	○	○	
議案第37号 平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について	○	○	○	
議案第38号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について	○	○	○	
議案第39号 市道路線の認定について	○	○	○	
議案第40号 市道路線の認定について	○	○	○	
議案第41号 市道路線の認定について	○	○	○	
議案第42号 市道路線の変更について	○	○	○	
議案第43号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について	○	○	○	
議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について	○	○	○	
議員提出議案第1号 亀山市議会会議規則の一部改正について	○	○	○	
議員提出議案第2号 亀山市議会委員会条例の一部改正について	○	○	○	
議員提出議案第3号 亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	○	○	○	
議員提出議案第4号 亀山市議会基本条例の一部改正について	○	○	○	

議案質疑は10名の議員が行いました。内容は次のとおりです。

(質疑一覧中、太字の質疑について質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

服部 孝規（日本共産党）

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について



- 1 臨時財政対策債と地方交付税の関係、また合併特例債など起債に対する基準財政需要額への算入による交付税措置についての疑義を質す

議案第14号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について

- 1 国家公務員の退職手当が削減されたが、地方公務員がそれに準じなければならない法的な根拠はあるのか

議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

- 1 教育長の給料は県下で2番目と高いが、5%減額しても県下で4番目である。平成23年3月議会で「今後更なる検討」をすると答弁したが、本当に検討したのか

問 教育委員会教育長の給与の改正について、市長、副市長と同様に、教育長の給料と期末勤勉手当を5%、退職手当を20%減額するものであるが、平成23年3月定例会で教育長の給料は、県下14市の中で2番目という高さである。特別職報酬等審

新 秀隆（公明党）

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について



- 1 予算編成の基本的な考え方について

- 2 中期財政見通しとの整合について

- 3 防災・減災に対する考え方について

議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、民間活用市営住宅事業について

- (1) 減額補正内容と次年度の取り組みの関連について

- 2 第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費、有害鳥獣対策事業について

- (1) 減額補正内容と次年度の取り組みの関連について

問 平成25年度の予算総額は、209億4,510万円で、前年度当初予算に比べて1.1%、金額にして2億3,370万円の減となっているが、各種事業における予算編成の考え方について尋ねる。

また、防災・減災に関して、自助・共助・公助の観点から、当初予算の中で新たな取り組みや継

議会の指摘もあったことから見直しをすべきではないかと指摘したことに対して、今後さらなる検討を行っていくという答弁であった。2年たった今、見直しもされず、この額をもとに減額が提案されているが、この2年間、検討したのか見解を伺う。

また、教育長は特別職ではなく、一般職であることから、一般職に適用している給料表に基づく考えはあるのか伺う。

答 今回の教育長の給料の減額については、基本的に市長2期目の再任による、これまでの5%削減の継続という認識であり、過去における議論の過程を検証するとともに、府内において検討を重ねた結果、現在の経済雇用情勢については、以前と大きな変化がないことや、県内の教育長の給与の減額状況等を判断し、市長、副市長と同様の5%の減額としたものである。

また、今後、経済雇用情勢の変化や一般職の給与改定の動向も見きわめたうえで、特別職報酬等審議会への諮問が必要と判断した際には、市長、副市長の給料とあわせて、審議会の意見を賜りたい。

続して取り組む主な事業について尋ねる。

答 予算編成の基本的な考え方とは、第2次実施計画期間となる平成27年度以降については、普通交付税の合併算定替え分が段階的に減額されるとともに、高齢化の進展に伴う扶助費の増加、定年退職者の増による人件費の増加などにより、現在の事業規模を維持することは困難な見通しとなっている。

このような財政状況を踏まえ、第1次総合計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な推進、地域財政見通しの整合、これら3点を重点的事項と掲げ、財政の健全化に向け、選択と集中を基本姿勢に、暮らしの質を維持向上する施策、事業の優先など、限られた財源を有効かつ適切に活用した予算としたものである。

また、防災・減災に関して、自助・共助については、危険箇所や避難所、洪水ハザード等の情報を盛り込んだ防災マップを作成して全戸配布するほか、新規に結成される自主防災組織に対する資器材の支給や既存組織に対する資器材の購入・修繕に対する補助を行います。公助としては、避難所環境の充実のためにガス発電機やジェットヒーターなどの備蓄資器材及び備蓄食糧の整備を行うものである。

宮崎 勝郎（緑風会）

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について



- 1 平成25年度予算の基本的な考え方について
- 2 市長2期目のマニフェストが盛り込まれているのか
- 3 総務費、市民活動応援事業について

議案第30号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 1 一般会計からの繰入金をどう考えているのか
- 2 今後の財源をどう考えているのか

議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 総務費、防災情報通信設備整備事業について
- 2 土木費、道路新設改良費の減額について

議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

- 1 改正内容を問う

報告第4号 放棄した私債権の報告について

- 1 多数の債権が放棄となっているが、どう考えているのか

問 平成25年度の国民健康保険事業特別会計につ

大井 捷夫（新和会）

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について



- 1 予算編成の考え方について、「考動の年」と位置づけ、4つの戦略プロジェクトを推進するとされているが、予算編成の考え方と特に力点を置いて実施する主要事業は何か尋ねる
- 2 中期財政見通しについて、予算額と中期財政見通しでは、8億円の差が生じているが、中期財政見通しの見直しはされるのか尋ねる
- 3 合併特例債について、平成27年度以降の発行可能額は、25億3,000万円となっているが、今後の活用見込みと5年間の延長の考えについて尋ねる
- 4 市税について

- (1) 固定資産税の償却資産の増収を見込んでいるが、企業における設備投資をどのように見込まれて計上したのか尋ねる
- (2) 平成24年度の9月補正で、法人市民税が2億7,500万円の大きな減額をしたが、平成25年度においても、このような状況にならないのか尋ねる

議案第30号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 1 前年度より2億3,390万円の増となっているが、主な内容について尋ねる
- 2 事業費の主なものは医療費の増加という事であるが、医療費の抑制に向けた取り組みについ

いては、46億3,640万円の予算となっており、歳入における一般会計からの繰入金3億4,146万1,000円の中で、特に赤字補填として基準外の繰入金が9,293万7,000円計上されているが、その要因と、今後においても基準外として繰入れをしていくのか、また、今後の財源について尋ねる。

答 国民健康保険事業の財源は、被保険者からの税収と国等からの交付金で賄うべきものと考えているが、医療費等の状況により大きく事業費が変動することも考えられる。したがって、事業会計の收支状況により、最終的に赤字決算となった場合に、赤字補填として一般会計からの法定繰り入れにより財源を調整するもので、平成25年度予算においては、9,293万7,000円の財源不足が見込まれることから、法定外繰入金を計上したところである。

なお、平成26年度以降、3年間で毎年2億円程度の赤字が見込まれることから、収納対策による財源の確保や医療費の抑制に努める。また、行財政改革の取り組みとして、歳出構造の刷新の中で、一般会計からの繰り出しに依存しないような経営の健全化を目指し取り組んでまいりたい。

て尋ねる

議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

- 1 今回の条例改正の趣旨及び内容について尋ねる
- 2 占用料を1,000円とした理由及び算出根拠について尋ねる
- 3 具体的な事例はあるのか尋ねる

問 平成25年度は、後期基本計画の2年度であるとともに、市長2期目のスタートの年であり、厳しい財政状況の中でも重要な予算と考える。市長は、行政経営の重点方針で、平成25年度を「考動の年」と位置づけられ、4つの戦略プロジェクトを推進するとしているが、特に力点を置いて実施する戦略プロジェクトの主要事業は何かを尋ねる。

また、中期財政見通しでは、平成25年度は217億4,500万円となっており、当初予算と比べて8億円の差が生じている要因について尋ねる。

答 主要事業は、平成25年度の供用開始に向けた和賀白川線整備事業の推進、市民参画協働と地域づくりの推進として、市民活動団体への支援を行う市民活動応援事業制度の開始、北東分署建設事業に着手することなどである。

また、中期財政見通しとの差異は、保育所の新設に伴う民間保育所の児童保護費、障がい者介護給付費などの扶助費や、国保会計などへの繰出金が増加となっている。一方では、投資的経費の計画変更など、新たな要因により差異が生じたものである。

竹井 道男（市民クラブ）

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について



1 平成25年度予算編成の基本的な考え方について

2 中期財政見通しとの整合について

3 行財政改革の視点での取り組みについて

4 地域主権改革への取り組みについて

議案第36号 平成25年度亀山市病院事業会計予算について

1 平成25年度の経営計画について

2 市からの負担について

3 今後の経営健全化に向けた取り組みについて

議案第37号 平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

1 平成25年度決算の報告時期について

2 決算時に資金不足にならないのかについて

3 関ロッジ・道の駅の経営内容の報告について

問 平成25年度予算の中で、投資的経費は、中期財政見通しと比べて約11億円少なく、義務的経費では特に扶助費が約2億3,300万円増えているが、これだけの差が出たことの背景について尋ねる。

また、行財政改革の視点での取り組みについて、4月から市長が本部長となって、行財政改革推進本部を設置するとしているが、平成25年度で重点的に行財政改革の視点で取り組むような内容があるのか確認する。さらに、地域主権改革の取り組

鈴木 達夫（ぽぶら）

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について



1 総務費、市民活動応援事業について

(1) 制度の目的について

(2) 団体登録の資格要件について

(3) 応援券の利用制限について

(4) 市民活動の今後の展開について

2 教育費、白川小学校耐震化事業について

(1) 事業費が大幅に増加した要因について

(2) 合併特例債を活用した理由について

問 白川小学校耐震化事業は、平成25年度予算で

1億1,140万円計上されて、当初の計画では、4,800万円であったものが、6,340万円も増加している。また、平成24年度から平成26年度までの3カ年の総額は、当初の1億670万円から2億3,270万円に膨れ上がったが、その要因について伺う。

また、合併特例債を活用して平成25年と平成26年にわたり1億6,800万円の起債をするとあるが、当初の計画の中では、地方債を活用することの説明のみで、議会に対して合併特例債を活用する旨

みについて、団体自治の強化としての地方分権と、住民自治としての強化を進めていく地域主権の2つの視点があると認識しているが、現在、住民自治の強化として市民力や地域力を高めると言われる中で、市として地域主権改革という視点から、取り組んでいる内容について確認する。

答 中期財政見通しとの差異について、投資的経費で約10億7,000万円の減となった要因は、野村布気線整備事業、関の山車会館の整備事業、北東分署の建設事業などの用地費など事業の一部、または全体を平成26年度に変更したことによるものである。義務的経費で扶助費が約2億3,300万円の増となった要因は、新しく民間保育所ができたことに伴う保育所の児童保護費が増額となり、このほか、法改正に基づく障がい者自立支援事業における介護給付費の増額や、生活保護費の中でも医療扶助費の増額が大きな要因である。

また、行財政改革の取り組みは、新たに実施する事務事業評価と連動した予算編成に取り組んでいくもので、事業仕分けの再構築に向けた検討や補助金の見直し及び受益者負担の適正化に向けた方針を決めていく。

さらに、地域主権改革を実現するためには、団体自治と住民自治の双方が両輪となり、住民自治の強化、確立が非常に重要であることから、住民自治の成熟につなげていかなければならないと考えている。

の説明がなかったが、その方針について確認する。

答 白川小学校耐震化事業費が大幅に増加した要因は、木造住宅の耐震診断の補強方法が昨年の6月に改定され、耐力壁増設などが大幅に増えたこと。現地詳細調査の結果、基礎の補強工事等が必要となったこと。校舎が国の登録有形文化財に登録されていることにより、文化庁から建物の外観だけではなく、内部も文化的財産価値が高いため、原状復旧が可能な範囲において保存すべきであるとの指導を受け、内外装の原状復旧が必要になったことや、これらに付随し、仮設工事や設備工事、諸経費も増加したことから事業費が大幅に増額したものである。

また、合併特例債を活用する事業については、今回は、白川小学校耐震化事業と北東分署建設事業があるが、今後においては、丁寧に説明をさせていただきたい。

福沢 美由紀（日本共産党）

議案第23号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について



1 補正後、決算の見込みはどうな
のか

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算につ
いて

1 第2款総務費、市民活動応援事業について

(1) 事業内容とその効果について

問 国民健康保険事業特別会計補正予算の内容について確認する。また、黒字決算となった場合、一般会計に繰り入れを戻すべきではないと考えるが、他の自治体では、一般会計からの法定外の繰り入れについて、どのような取り扱いをしているか尋ねる。

答 補正予算の内容は、歳入では、医療費の低迷している状況による国庫支出金及び共同事業交付金の減額、人件費の減による一般会計からの繰入金の減額、また、諸収入として、国民健康保険高額療養費貸付基金の廃止に伴い、200万円の増額を計上したものである。

森 美和子（公明党）



議案第8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

1 この条例の「等」とはどんなも
のが含まれるのか

- 2 法律には地方公共団体の責務として「基本的対処方針に基づき」とあるがどういうことか
- 3 法律には行動計画の作成・公表とあるがどうするのか

議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

1 第3款民生費、自立支援事業、重度身体障が
い者等自立生活体験事業負担金1,500千円の減
額補正について

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算につ
いて

1 第6款農林水産業費、農業者育成支援事業
6,000千円について

問 重度身体障がい者等自立生活体験事業負担金については、当初予算が163万6,000円で、今回150万円の減額補正となっており、ほとんど使われていないことになるが、その事業内容と、これだけ使われなかった要因を尋ねる。また、この事業を

歳出では、同様に人件費及び医療費の状況から共同事業拠出金の減額を計上したものである。

また、本年度の決算見込みとして、現時点では、歳出の70%を占める保険給付費が、12月診療分までで、昨年度実績と同じという状況であり、また、1月からのインフルエンザも昨年度のように大流行にならなかつたことにより、一般会計からの法定外繰入金5,327万6,000円を入れずに、黒字決算となる見込みである。

次に、他市における法定外繰り入れの取り扱いについては、県内14市の平成23年度決算状況では、当初予算に法定外繰入金を計上している市は9市で、そのうち、赤字決算となった4市は、差し引いた後の差額分を国保会計及び基金へ積み立てている。残り5市については、黒字決算となったものの、少額な繰入金のため、そのまま国保会計内で執行することである。これらの取り扱いは、それぞれの市の事情もあり、最終的には保険者の判断になるものと考える。

今後、どのように進めていくのか確認する。

答 この事業内容は、重度の障がいをお持ちの方などが、地域生活移行を促進することを目的に、平成20年度から県のモデル事業と実施されてきたが、平成24年度からは、三重県重度障害者等自立生活応援事業として市町に一定の負担を求めて事業を実施されることになった。対象者は、施設に入所する障がい者又は在宅で生活する重度障がい者等で、アパートに宿泊しながら、買い物や調理、公共交通機関の利用、市街見学などの支援を受け生活するもので、市の負担は、利用者1人当たり1日につき7,570円である。

また、減額となった要因は、1年間を3人が利用できるよう延べ216日分を計上したが、利用者は1人で、延べ10日の利用となつたことにより大幅な減額となった。これは、4月当初から事業実施の予定が、6月下旬の開始となり、保護者会の懇談会等で情報提供は行ったが、事業の内容が十分伝わらなかつたことによるものと考える。

今後は、自立支援協議会や保護者会等の場で周知を図るとともに、受け入れ先との調整を行い、短期間での体験など利用しやすい環境づくりを進めていきたい。

小坂 直親（緑風会）

- 議案第8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 1 制定の趣旨の意義について
 - 2 インフルエンザ等とは
 - 3 緊急事態宣言とは
 - 4 対策本部の使命とは

**議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について及び****議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について**

- 1 改正の趣旨と意義について
- 2 特例措置とは
- 3 特例期間とは
- 4 特別職報酬等審議会の意義について

問 今回の改正については、市長、副市長、教育長の給与、退職手当を減額することで、特例措置、特例期間を改めて設けた上で提案されたものであるが、その趣旨と意義について伺う。

なお、前回から継続して減額するとあるが、前回の減額する期間は、市長の任期と合わせて2月5日までであり、今回の提案は4月1日からとなっており、2月分と3月分はどうされるのか確認する。

また、特別職の報酬等に関する条例を提案する

伊藤 彦太郎（いすれの会派にも属さない）**議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について**

- 1 中期財政見通しとの差異について

(1) 歳入について

- ア 市債が見通しより約7億少ない理由について

(2) 歳出について

- ア 投資的経費が見通しより約10億7000万円少ない理由について

イ 人件費（退職手当を除く）が見通しより約8500万円多い理由について

- ウ 扶助費が見通しより約2億円多い理由について

- エ 繰出金が見通しより約1億円多い理由について

問 平成25年度予算について、中期財政見通しと比べて、人件費が約8,500万円多くなっている要因と、退職手当を除いた人件費では、平成24年度から平成28年度まで毎年約1,000万円ずつ上昇している理由について確認する。

また、扶助費について、中期財政見通しより約2億円多くなっている要因と、繰出金についても

場合、第三者機関である特別職報酬等審議会に諮問すべきであるが、今回、諮問しなかった理由について尋ねる。

答 平成23年4月より減額してきた状況であるが、それ以降、経済雇用情勢等に大きな変化が生じていないとの判断から、前回と同様に100分の5を減じたものであり、また、退職手当については、今議会において亀山市職員退職手当支給条例の一部改正により、一般職の退職手当の調整率を100分の17引き下げることなることを勘案して、市長、副市長及び教育長の退職手当については、100分の20を減額することが適当であると判断したものである。

なお、2月と3月分の報酬については、市長の任期であった平成25年2月5日までとなっていたことで、引き続き減額するには条例改正が必要で、その手続きの関係から今3月定例会に提案したものであり、やむを得ず減額期間が、この期間途切れてしまうことについては、ご理解をいただきたい。

また、市長2期目の再任による削減の継続という認識のもと、経済状況等についても大きく変わりがないこと、市長の任期中に限って実施することから、特別職報酬等審議会へは、諮問しなかったものである。

見通しより約1億円多くなっている要因について尋ねる。

答 人件費が増額となった理由については、関ロッジの指定管理者制度への移行に伴う職員の異動等により、一般会計の職員を7名増員配置したほか、法改正に伴う共済費の負担率の引き上げなどにより、退職手当を除いた人件費において約8,500万円の増加となったものである。

また、中期財政見通しで年々1,000万円程度増加をしていることは、今回、消防における北東分署設置に伴う消防職員の増員も見込んでいることと、その他に定期昇給分を見込んだことによるものである。

扶助費については、民間保育所の増設に伴う保育所の児童保護費の増額、その他として法改正に伴う利用者の増え見込まれる障がい者自立支援事業における介護給付費が増え、さらに生活保護費での医療扶助費の増額を見込み、約2億円の増加となったものである。

繰出金については、基準外繰出金の増額による国民健康保険事業への繰出金が増額になり、その他に医療費の増加に伴う後期高齢者医療事業への繰出金が増加したことにより、中期財政見通しの枠を上回ったものである。

一般質問は17名の議員が行いました。内容は次のとおりです。
(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。)

西川 憲行 (ぽぶら)

亀山市の将来像について

- 1 市長として市の将来像の考え方について
- 2 今後の人団推移と財政規模について
- 3 定住化対策としての「子育て支援施策」について
- 4 組織・機構改革に伴う行財政改革の取り組みについて



問 亀山市のより良い将来像を目指すため、定住化対策が重要であると考える中、女性や保護者が安心して暮らせ、今後女性が社会参加をしていくために安心・安定な保育のあり方と、現在、民設である学童保育所を公設にする考えはないのか伺う。

また今後、組織・機構改革に伴う行財政改革を行っていくとあるが、市の正規職員及び臨時職員の待遇改善も視野に入れた行財政改革を行っていく必要があると考える中、組織・機構改革によって、市民へのサービスは、どのように変化していくのか。また、職員のモチベーションは、どのように上がり前向きに取り組まれるのか尋ねる。

答 亀山市の保育所は、公立、私立合わせて14園あり、さらに4月からは私立が1園増園となる。

服部 孝規 (日本共産党)

今後の市財政について

- 1 臨時財政対策債について
- 2 合併特例債について
- 3 「亀山市基金活用指針」について



亀山西小学校の学童保育所「おひさま」の公設化について

- 1 マニフェストの重点政策である「子どもの輝きを広げる」ために具体的に何に取り組むのか
- 2 **亀山西小学校の学童保育所を今後、どうするつもりなのか、市長の見解を問う**
- 3 議会が提言した「公設を基本とし、民設とする場合には、学校からの距離、建物の耐震性、子どもが生活する場として適切かどうかなどの具体的な基準を定め、それに適合したものとすること。」をどう受け止め、具体化するのか

問 西小学校の学童保育所「おひさま」の公設化について、市長が2期目のマニフェストで、5つの重点政策を上げられ、その1つに子供の輝きを広げるという政策がある中、昨年12月定例会において、「おひさま」の学童保育所の運営委員会から、学校の近くで公設の学童保育所を望む旨の請願書が提出され、議会も全会一致でこれを採択した。

今まででは保育の需要に対して、その受け入れる容量について若干の問題はあったが、解消に向かっているところであります。日曜保育や一時保育の充実などの取り組みにより、保護者の皆さんのが安心して働きに行けるといった体制を築いていきたいと考えます。また、学童保育所については、現在、民設民営で進めているが、最近設置された加太や神辺のように、市の土地や建物を無償で使用するなど、民設とはいいながらも公的な関与を強めている状況であり、安心した保育を目指している。

組織・機構改革に伴う行財政改革の取り組みについては、部・室の統廃合により組織のスリム化が図られ、これに伴い部長権限の強化・拡充を実施することから、部長による部内の柔軟な人事管理が可能になることで、部が大きくなることのスケールメリットを生かして、大きな事業実施に当たっては、部内における横断的な協力体制が図れるものと考える。

また、今回の組織・機構改革は、部内局の増設により2層管理体制の強化による組織マネジメントの強化を図るとともに、適正な人員配置を行うことから組織の活性化が図られ、結果として職員のモチベーションアップにつながるものと認識している。

この「おひさま」については、平成26年の3月末で今借りている民家との契約が切れるが、新年度に対策としての予算も計上されておらず、市長は、この学童保育所をどうするつもりなのか尋ねる。

答 これまで、学童保育所「おひさま」の保護者や運営協議会とも、話し合いを続けさせていただいており、学童保育所の実情、保護者の皆様方のご意向等々も直接的に伺ってまいり、また、市からも幾つかの提案を重ねさせていただいているが、残念ながら、現在具体的な合意には至っていないことから、関連予算は、新年度予算に計上していないところである。

市として、現在の場所の契約期間や建物の状況、あるいは保護者や指導員の皆様方の意向も十分認識をしていることから、早い時期に合意ができるよう今後も直接的な協議を進め、最良な状況で具現化できるよう努めていきたい。

また、市としては、全市的な子育て支援、あるいは学童保育所や放課後子ども対策のあり方について、再構築の時期を迎えておると認識していることから、今後の国の動きも含め、市の方向性について慎重に検討し判断してまいりたい。

新 秀隆（公明党）

市民の安心・安全対策について

1 救急対応について

- (1) 救急搬送の実態について
- (2) 要援護者に対する救急医療対応について



(3) 救急情報ネックレス導入について

安心な医療支援施策について

1 骨髓提供者（ドナー）について

- (1) 市内在住の骨髓提供者の現状について
- (2) 骨髓提供を求める啓発運動について
- (3) 骨髓提供者への支援制度の考え方について

問 高齢者等の救急活動に役立てるため、救急医療情報キットの一つとして、救急情報ネックレスがある。これは昨年、鈴鹿市が導入して、高齢者のひとり住まいの方を優先に配られ、事例として、高齢の女性の方が倒れられた際に、そのネックレスをしていたために、そのナンバーからどこの誰で、どういう病気を持っているという内容など、即時に救急隊員が把握することができ、迅速に対応できたとのことである。その救急情報ネックレスを導入する考えについて尋ねる。

次に、骨髓提供者への支援について、三重県下で名張市が骨髓移植によるドナー提供者に対して

尾崎 邦洋（緑風会）

リニア中央新幹線について

1 進捗状況の確認について

2 今後について

職員事務改善提案について

1 現状について

2 今後について

市職員の給与制度について

1 現状について

2 今後について



問 市職員の給与制度について、合併後の平成18年度と平成25年度を比較した職員人件費の総額、正規職員と非正規職員の人数及び時間外勤務手当の総額について尋ねる。また、予算総額に占める人件費の割合と、適正な割合の考え方について尋ねる。

次に、市職員の退職手当については、国家公務員の退職手当に係る制度改革に伴い、退職手当の支給水準を国家公務員の支給水準に準じようとするものであるが、他市における支給状況の調査を行ったのか、また、分権時代にふさわしい亀山市独自の退職金を含めた新しい給与制度を作る意思があるのか尋ねる。

答 平成25年度一般会計における正規職員の総人件費は35億9,000万円で、非正規職員の臨時雇賃

支援制度を設けられたが、市として補助金や支援金等の制度を設ける考えはあるのか尋ねる。

答 救急情報ネックレスは、救急活動に役立てるため、鈴鹿市が始めたもので、外出中や災害時に倒れられたりした際に、救急隊員がネックレスに記載された登録番号をもとに、台帳に記載された緊急連絡先や掛かり付けの医療機関などを把握し、迅速な救急活動に役立つものであると認識している。なお、市では救急医療情報キットを配布していることから、キット内の情報を詳細なものとし、さらにこの情報を消防も共有していることから、まずは救急医療情報キットの取り組みをより一層効果的なものとなるよう改善していくこととし、救急情報ネックレスやブレスレットなどの事例も参考にしながら、安心と安全を高める施策について、今後とも研究していく。

次に、骨髓提供者への支援については、名張市が平成25年度から骨髓ドナーの支援制度を設けることでドナーの休業を補償し、経済的負担を軽くしてドナー登録しやすい環境づくりを実施すると伺っているが、現在、国において推進のための基本指針の取りまとめが進められているところであり、支援制度等について先進的な自治体の取り組み事例なども踏まえて研究していく。

金が約8億円で合計43億9,000万円となる。平成18年度の正規職員の総人件費については37億5,000万円で、非正規職員の臨時雇賃金が4億9,000万円で、合計42億4,000万円であり、1億5,000万円程の増額となっている。また、予算総額に占める総人件費の割合は、一般会計の当初予算ベースで、平成23、24、25年度を比較したところ、いずれも約18%の数値で推移し、全国の類似団体の数値比較すると、約20%前後の自治体が多く存在することから、本市の予算総額に占める割合は概ね適正なものと考える。

また、職員数について正規職員については平成25年度、平成18年度とも、464名で変わっていないが、非正規職員については、平成25年度が538名、平成18年度が360名で、178名増えている状況である。

次に、退職手当の支給基準については、従前から国家公務員の支給基準と同様の取り扱いをしており、今回の制度改革においても国家公務員と同様の改正を行うものである。また、市独自の新しい給与制度は、財政的に非常に厳しい状況下においては、総人件費の抑制という観点は大変重要であり、今後においては、人事考課制度の活用を図りながら、例えば、職員の頑張りに応じて昇給に差をつけていくことも検討していく必要があると考える。

中嶋 孝彦（新和会）

行財政改革について

- 1 平成23、24年度における行財政改革の成果について
- 2 財政調整基金20億円の維持について
- 3 行財政改革推進本部の設置について



問 市長は、2期目のスタートにあたって、市の貯金である財政調整基金20億円の維持と、さらなる行財政改革の推進を明言され、行財政改革の取り組みは、多岐にわたるもので、平成22年度から平成23年度の予算編成の際に、廃止された事業数や廃止によって生み出された財源は一体幾らぐらいなのか。同じように平成23年度から平成24年度にかけて事業等を見直した結果、廃止された事業数と財源について尋ねる。

次に、財政調整基金の20億円の確保の維持について、平成20年度の市税収入は146億円であったが、平成24年度見込みでは102億円になり、平成28年度には93億円まで落ち込む見通しが立てられている中、平成25年度で財政調整基金から11億8,600万円取り崩し、残り27億7,400万円になることで、今後、財政調整基金の20億円を確保できるのか見解を伺う。

また、行財政改革推進本部を立ち上げて、さらなる改革を行い財源を生み出していくことであるが、行革でどれだけの財源が確保できるのか、具体的な目標の金額は示されていないが、どれくらいの金額を想定されているのか尋ねる。

宮村 和典（市民クラブ）

市長の2期目の決意について

- 1 政治力の発揮を問う
- 2 1期目の公約である68の施策項目から、2期目の公約として40の施策項目における取り組み姿勢を問う
- 3 公約のうち、都市のカタチ、元気のカタチを問う



亀山市の進化について

- 1 市長の抱負を問う
- 2 特に重要な具体策（施策）を問う

平成25年度施政方針について

- 1 「考動の年」と位置づける市政運営の考え方を問う

- 2 5つの重点政策を問う

- 3 快適な都市空間の創造について問う

問 亀山市の進化について、行政サービスあるいは暮らしの質を向上させるには、やはり財政力に余裕がないと満足の行くサービスには対応できないと考えるが、財政面との整合について、どのように進化させていくのか尋ねる。

また、亀山地域産業活性化基本計画に掲げた企業誘致の取り組みが、目標どおりに達成できるの

答 行財政改革の成果として、平成24年度では一部廃止とした児童手当給付事業のうち誕生日祝い金が約1,000万円で、その他1事業を休止したほか、厳しい財政状況での予算編成となっていたことから、標準予算において各部署での削減目標を定めて予算編成を行い、決算額を踏まえた予算額といったことで見直しも行い、削減効果としては約1億3,000万円減額をしたところである。また、平成23年度においても同様で、2つの事業を廃止し、削減効果としては約1億5,000万円の減額となった状況である。

次に、財政調整基金については、過去の決算額や事業精査などによる目標額を経常的な経費に設定するほか、さまざまな工夫や見直しにより、中期財政見通しに対して3億4,600万円の財源不足を圧縮をしたところである。引き続き、行財政改革大綱に掲げた歳出構造の刷新、歳入改革の推進の10の取り組み項目の具体化と、限られた財源の有効活用を行い、財政健全化に向けた改革を徹底していくことで基金の20億の維持を目標に、持続可能な行財政運営を展開していきたい。

また、市長を本部長とする行財政改革推進本部を新年度に設置するが、一般財源ベースでいかに歳出を削減していくかということが重要であり、昨年改定した大綱により数値目標は設定をせず、財政健全化に向けた行財政改革を徹底していく考えである。

か確認する。

次に、平成25年度の施政方針の中で「考動の年」として掲げられ、これでもって市政運営を乗り越えていきたいとの説明であるが、考動とはどういうものか尋ねる。

答 行財政改革大綱の歳入改革6項目を強力かつ着実に実行して安定的な財源を確保するとともに、特に企業立地施策の推進により、市税収入を維持・増加させる効果が期待できると考える。

また、亀山地域産業活性化計画は5年計画で期間内に企業立地を5件、製造品出荷額等の増加額は150億円、新規雇用230人と定め、目標を達成できる取り組みを進めたい。

次に、行政経営の重点方針に位置づけた「考動」とは、職員一人一人が現下の組織が置かれた状況をしっかりと受け止め、それぞれの立場や場面で、創意工夫を図り実践する。加えて、その考動は、個々の職員の意識改革が起点であり、あわせて重点方針に掲げているスローガンの一つ、コミュニケーションと相まって、個々の職員から室へ、室から部へと広げて、全庁的な意識共有を図っていきたい思いを含めたものである。

鈴木 達夫（ほぶら）

市長マニフェスト「続・新生亀山モデル」について



1 マニフェストについての考え方について

2 前マニフェストとの比較の中で、政策の「廃止」「継続」「新規」のすみ分けについて

問 市長のホームページ「サクラネット」に、3つの政治理念がうたわれ、1つは分権型社会への転換、2つ目に品格ある地域社会の創造、3つ目がクオリティー・ライフの追及とあるが、それぞれの考え方を伺う。

また、前回のマニフェストとの関連で、事業を取りやめたのか、あるいは継続するのか、新しいマニフェストなのかという視点で、平成24年10月に提出されたマニフェストレポートの中で、未着手とされたものが6件示されているが、具体的にはどんな事業なのか尋ねる。

答 一つ目の分権型社会への転換は、平成12年の地方分権一括法の制定、平成14年の地域主権一括法の制定を経て、今こそ中央集権の体制から地方分権、地域主権の体制へと変革をして、みずからの地域をみずからでつくるような分権型社会への

福沢 美由紀（日本共産党）

生活保護について



1 生活保護基準の切り下げがなされた場合の影響について

2 職員の体制について

交通安全対策について

- 1 自転車が安全に走行するための施策について
- 2 通学路に対する教育委員会の考え方について
- 3 ドライバーの交通ルール遵守に向けて、市として出来ることについて

防災行政無線について

1 防災行政無線の必要性等、市としての考え方について

問 国において今年8月から生活保護基準の大幅な引き下げを強行しようとしているが、引き下げの対象となるのは、都市部なのかそうでないのか、単身か母子世帯など、さまざまな条件によって違いがあるようだが、現在市が把握されている引き下げ内容と、基準が引き下げられることによって、どのような影響があるのか伺う。

また、生活保護を所管する福祉事務所の職員体制として、他の業務と兼任しているが、他市の状況と兼任していることの影響について伺う。

答 生活保護基準の引き下げの内容については、国から見直しの詳細は示されていないが、引き下

転換を目指す必要がある。

二つ目の品格ある地域社会の創造は、高度成長期の中にあって、先人から受け継いだ文化や情緒性が希薄になってきたことから、地域に根差した資源、文化、技術など調和を重んじて、将来の世代へ継承させていく責任に満ちあふれた人やまちという思いを表現したものである。

三つ目のクオリティー・ライフは、市民お一人お一人が愛着と誇りを持って暮らし続けることは重要であり、暮らしの環境というのは千差万別であるが、例えば市民の健康長寿ならば、これは暮らしの質として大きな要素であろうと思っており、お一人お一人の健康づくりの取り組みは当然大切なことで、健康が保たれるような都市環境の舞台をつくっていく思いを込めている。

また、マニフェストにおいて未着手のものは、「文化のカタチ」で建築技能者というようなマイスターの養成と、「環境のカタチ」で緑の回廊構想、浸透ますの設置、バイオマスの利活用の3点。「市民のカタチ」でパートナーシップ制度の創設、地域タウン誌の育成支援の2点で、計6つの事業が未着手となったものである。

げは平成16年度に行われており、今回下げるとなると、下げ幅は過去最大になるものと思われる。なお、生活扶助費は年齢や世帯人数、居住地域に応じて算定するので、削減率は世帯ごとに異なるが、中でも影響を受けるのは都市部の子育て世帯とされている。

生活保護基準の引き下げにより、市の事業に及ぼす影響については、生活保護制度は健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットであることから、他の生活支援制度の基準の多くがこの生活保護水準を参考に定められており、個人住民税の非課税限度額、また子供の給食費や学用品等を援助する就学援助、それから保育料の徴収などがあり、教育や福祉関係にも影響してくるものと認識している。

また、市の福祉事務所の職員体制については、兼任で3人のケースワーカーを配置しており、県内の15市町の福祉事務所のうち、亀山市と鳥羽市以外では専任のケースワーカーを配置している。ケースワーカーは、保護受給世帯への訪問や日々の相談、また、保護額の認定など生活保護の仕事を中心に担っており、その他の職員と連携を図りながら保護世帯への訪問などに影響を及ぼさないように努力している。

森 美和子（公明党）

次世代を担う人づくりについて

1 子育て支援について

- (1) 子ども総合センターの位置づけについて

- (2) 子ども・子育ての総合的な窓口の考え方について

- (3) 子育てブックの進捗について

2 障がい児支援について

- (1) 法改正によって障がい者支援はどう変わるのかについて

- (2) 就労支援としてのparejobの考え方について

- (3) 預かり支援とレスパイトケアについて

- (4) 地域生活支援事業について



問 次世代を担う人づくりとして、まず、子育て支援については、子ども総合センターにおいて取り組み、国も含め全国的にも高い評価を受けている。亀山市の子供に関する施策を推進する中で、子ども総合センターはどのように位置づけられているのか尋ねる。

また、障がい児支援について、障がい者自立支援法の改正により、平成25年4月から変わった内容について尋ねる。

答 亀山市子ども総合センターについては、子供に関して増加する相談や多様化する子育て支援ニーズに対応するため、全ての子供の支援施策を一体的かつ機動的に推進するとともに、機関の枠

高島 真（緑風会）

環境対策について

1 PM2.5の観測地及び公表について



L E D化推進について

1 防犯灯及び街路灯のL E D化について

2 公共施設のL E D化について

災害時等における情報伝達方法について

1 自動起動装置について

2 防災FMラジオ放送について

白鳥の湯について

1 利用料金について

2 今後におけるサービス向上の取り組みについて

市長マニフェストについて

1 予算額及び達成期間について

2 学校教育における通学路及び生活道路の整備について

問 東日本大震災から2年が経ち、電気の大切さを痛感する中、節電に対する取り組みとして、L E D化した防犯灯と街路灯の設置状況、今後のL E D化に向けた取り組みについて尋ねる。

また、市庁舎を含めた公共施設におけるL E D化の状況について尋ねる。

答 L E D化した防犯灯については、環境に優しく省エネで長寿命であることから、近年、需要が高まり、価格が補助対象内で設置可能となってき

組みを超えて相談支援業務が行える組織とするため設置したものである。組織内の子ども支援室においては、発達障がいの子供の途切れのない支援を中心に、専門多職種が連携する体制を取っており、児童虐待対応、配偶者暴力対策、療育相談等を行うなど、子供・女性相談支援の中核を担っている。一方、子ども家庭室は、保育所、学童保育所、子育て支援センター等を所管し、保育の提供を初めとした児童福祉諸制度のほか、児童扶養手当や母子家庭の福祉に関することなどを担っている。またその中で、子ども総合センターの専門監は相談支援における専門性を高め、強化している。このように、子ども総合センターは全ての子供の育ち・子育てを支援する組織として、その拠点として位置づけているものである。

また、昨年の6月に、障がい者自立支援法を初めとする関係法律が改正され、本年4月から施行し、「障害者総合支援法」という名称に変更された。大きな改正点は、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加され、障がい福祉サービス等の対象となることで、附則において障がい等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、常時介護を要する障がい者等に対する移動の支援などの障がい福祉サービスのあり方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

ている中、平成24年度は、平成25年2月末現在で、新規設置が49基、既存の蛍光灯からL E Dへ更新したものは154基、合計203基を設置した。なお、市内の設置総数は4,323基で、うちL E Dは317基であり、全体に占める割合は7.3%という状況である。

また、街路灯としての道路照明灯の設置については、農作物への影響や歩行者の円滑な移動などを考慮しながら、照度基準に留意して設置している中、現在の設置基数は、道路照明灯と通学照明灯を含めて約1,400基あるが、L E Dのものは設置していない。

今後の取り組みは、L E D化への移行を政策的に進めてきており、省エネ対策やエネルギー政策等として有効であるという認識のもと、補助金制度などを活用しながら推進していく考えである。

また、公共施設でのL E D化について、市庁舎では平成23年度に1階南側の改修時に伴い通路の照明をL E D化にし、他の公共施設については、医療センターにおいて平成22年度から平成24年度の部分改修時に医局やナースステーションなどでL E D化し、また、学校では平成24年度の井田川小学校の教室増築事業において、トイレや廊下をL E D照明とした。今後も電気料金の削減や温暖化対策として、施設の改修時や器具の取り替え時において、比較検討した上で順次交換をしていきたい。

中村 嘉孝（新和会）

公金の管理・運用について

- 1 会計管理者について
- 2 善管注意義務について
- 3 公金の管理運用の基本原則について
- 4 現時点での公金の管理状況について
- 5 ペイオフ全面解禁に対する公的資金の保全措置及び運用について

障がい者福祉について

- 1 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）について
 - (1) 法律の改定の概要について
 - (2) 障がい者の範囲について
- 2 障がい者福祉計画と障がい福祉計画について
 - (1) 障害者自立支援法改正による影響について
 - (2) 障がい福祉計画（第3期）の取り組み状況について

問 地方自治体の公金の管理・運用は、多額の市民の税金を預かっており、会計管理者の役割は重要であると考えるが、会計管理者の責務と善管注意義務の認識について尋ねる。

また、当市における公金の管理・運用の基本原則及び現時点での管理状況について尋ねる。

さらに、ペイオフ全面解禁に対する公金の保護・保全策の運用について確認する。



片岡 武男（市民クラブ）

昨年9月の想定外の大雨について

- 1 想定外と判断する根拠は何かについて（昭和49年の集中豪雨のほうが被害は甚大）
 - (1) 昭和49年の大雨災害を吸収可能との排水の設計は妥当な設計だったのかについて
 - (2) 道路を30センチメートル以上も嵩上げされた被害家庭の今後の対策について



会計管理について

- 1 会計管理者の職務について
 - (1) 2年間の職務での具申点の有無について
 - (2) これからの財政計画への具申について

農業経営基盤について

- 1 昨年12月の産業建設委員会資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想変更案について
 - (1) 提出された資料の内容の確認について
 - (2) この計画を行政経営で税収増加と雇用の確保が可能な計画とすることが出来ないのかについて

問 農業基盤の促進に関する基本構想の素案が昨年12月提案され、平成25年を初年度として10年計画と提示されたが、5年で見直すなら、「農業振

答 会計管理者の主な職務は、地方公共団体の会計事務、現金の出納及び保管をつかさどることとなっており、自治体の自己責任原則に適した公金管理・運用指針に基づき、効率で安全かつ有利な運用に努めるものである。善管注意義務については、会計管理者として委任された会計事務を的確に遂行する義務を負うものと認識している。

また、市の公金管理・運用については、自治体の自己責任原則に適した公金管理・運用について定めた指針に基づき、歳計現金にあっては、元本の安全性、流動性の確保に努め、また支払い準備金の安定的な確保を図るため、資金計画により、資金剩余金を預貯金または債券により運用を行っており、基金は、基金取り崩し計画に基づき、元本の安全性を第一に効率的な運用を図り、預貯金または債券により運用を行っている。

公金の管理状況は、2月末現在の歳計現金は決済用預金で運用しており、基金は、全体の約7割の68億円を国債・地方債で、約3割の30億円を市債の借り入れ相殺範囲内で、市内の金融機関を中心に行で定期預金により運用・管理を行っている。

公金の保護・保全策は、管理・運用基準指針に基づき、借入金の相殺範囲内の預託になっており、また、余分な現金が発生すれば、国債等の地方債を購入して運用を行っている。

興施策の法律」と「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の法律」の二つを合体させて、農業収入確保とTPP参加も視野に再検討をされるのか伺う。

また、農業基盤の基本構想の目標として、品質の確保も考慮しての計画なのか伺う。

答 農業基盤の促進に関する基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき作成しており、また農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき作成するものである。その点から、根拠、目的、内容などが違うことから、これを一つにすることはできないところである。

しかしながら、現在、農業振興地域整備計画の見直しを行っているところで、その中では農業上の効率かつ総合的な利用の促進と相まって推進することが必要事項になっていることから、この基本構想を反映することにしている。

また、品質の確保については、今回見直しをする基本構想の内容としては、農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標などを定めており、品質確保の点については定めていないところである。

なお、品質確保については、三重県農業改良普及センターや農業協同組合などと連携して取り組んでいく考えである。

小坂 直親（緑風会）

防災行政無線について

- 1 現状について
- 2 利活用状況について
- 3 今後の対応について

公の施設について

- 1 利用状況について
- 2 管理状況について
- 3 休館日の取り扱いについて

教育行政について

- 1 いじめ、体罰、不登校について

問 防災行政無線の固定局については、平成7年に旧関町で整備したものであるが、現在の利活用の状況について尋ねる。また、防災行政無線の活用が、本来の防災に関する通報がなされていないと考えるが、その取り扱いについて尋ねる。

今後において、災害などの緊急時や国からの情報をいち早く市民に知らせる方法として、防災行政無線を市全域に整備し、瞬時に情報伝達できるシステムを構築すべきと考えるが、今後の取り組みについて尋ねる。

答 防災無線の運用については、亀山市防災行政無線固定局の広報に関する規程に基づき実施して



竹井 道男（市民クラブ）

行財政改革推進本部の設置について

- 1 設置する目的と組織運営について

報告第4号 放棄した私債権の報告について

- 1 私債権の管理に関する条例制定の目的について

- 2 徴収努力と放棄について

- 3 会計処理について

亀山市観光振興ビジョンの取り組みについて

- 1 亀山市における観光の定義について

- 2 亀山市におけるまちづくり観光の主体となるものは何かについて

- 3 まちづくり観光のシュミレーション・関宿の空き家活用について

- 4 亀山市の魅力発信について

- 5 推進体制について

問 亀山市観光振興ビジョンは、平成21年から28年までの8年間の計画で、その基本方針は、「まちを磨き、交流を育み、まちづくり観光を進める」としているが、このまちづくり観光とはどのような考え方なのか、また、地域資源の主体は何かを確認する。

また、関宿は大きな資産であるが、ビジョンの中に記載のある、空き家対策としての「お試し居住」や「短期滞在型の居住の場の提供」といった取り組みの可能性について確認する。



おり、市政の普及・啓発及び周知・連携・連絡等、広報に関する事項を担当室や各種団体からの依頼に基づき広報をしている。

また、無線局の免許状には防災行政用を目的として、その内容は行政事務に関する事項として許可をされており、災害対策基本法に基づく災害の未然防止、災害時の応急復旧活動などのほか、地方自治法に基づいて全ての行政活動を含んでいることから、市が行政事務として判断した場合であれば、無線を使って通報しても構わないことになっている。

今後の取り組みとしては、従来からも検討を進めておりますが、災害時における本市の情報伝達の仕組みを充実させる必要があるという認識を持っており、財政状況等も勘案しながら、中核となる伝達手段として市の特性に合った形で、適切な整備を進めたいと考えている。

現在、重層化を視野に入れた総合的な情報伝達システムの整備について検討・研究を重ねているところであり、同報系の防災行政無線の固定局を含め、エアメールやケーブルテレビ、インターネットなど、どのような仕組みが最適なのか、しっかりと見きわめていきたい。

次に、シティープロモーションについて、亀山ファンづくりに向け魅力を発信するツールとしてフェイスブックの活用の可能性について確認する。

また、まちづくり観光には、さまざまな計画や部門が関わってくると思うが、その推進体制について確認する。

答 まちづくり観光は、地域の住民が主体となって、地域資源、定住環境、来訪者満足度の3つの要素を調和させる総合的なまちづくりとしての取り組みを意味するものであり、その結果が観光振興につながっていくという考え方である。また、地域資源の主体としては、来年、重伝建選定30周年を迎える関宿や、歴史的風致維持向上計画に基づき整備を進めてきている亀山城周辺、さらには、これらをつなぐ東海道が核となるものと考えている。

関宿の空き家対策について、伝統的建造物を修理し、賃貸により新たな居住者を募ったり、定住を目指す方に短期の滞在、あるいは居住の場を提供することは、空き家の解消、定住の促進、にぎわいの創出などにつながる意義あることと考えている。

次に、新たな情報発信ツールとしてのフェイスブックの活用については、新年度の運用開始に向けて準備を進めている。

また、まちづくり観光の推進については、多くの部署や地域、住民の皆様方と深い関わりを持つていくことになるので、職員の人材育成に努めながら連携を密にして取り組んで行く。

前田 耕一（市民クラブ）

次世代エネルギー利用の推進について



- 1 太陽光発電システム設置の補助制度及び設置状況について
- 2 メガソーラー事業の概要について
- 3 メガソーラー事業の現況と推進について
安心・安全のまちづくりについて
 - 1 振込み詐欺の被害防止対策について
 - 2 街頭犯罪防止対策について
 - 3 児童・生徒等への声掛け事案などの防止対策について
- 4 安心・安全まちづくり条例の制定について

問 次世代エネルギー利用の推進として、地球温暖化防止意識の向上など、環境に配慮した自然エネルギーの利用促進を目的としているが、この亀山市太陽光発電システム設置の補助金制度の内容と年度別の設置状況を伺う。

次に、メガソーラー事業について、建設に際しての場所や、地目などの規制はあるのか。また、固定資産税を免除するというような税制面での優遇措置があるのか確認する。

また、市内において昨年から1企業が2施設の

豊田 恵理（いすれの会派にも属さない）

亀山市地域公共交通計画（案）について



- 1 現況調査結果について
- 2 市の考え方について
- 3 バス以外の移動手段との関係について
- 4 デマンド運行について

問 亀山市の地域公共交通として、デマンド交通を導入することが計画に掲げられているが、デマンド交通とは、どういうもので、どのような導入を検討しているのか。また、今回デマンド交通を導入することに至った経緯と導入することのメリットについて伺う。

また、亀山市地域公共交通計画案について、今後の計画の進行予定と、地域との協力体制について伺う。

答 デマンド交通は、決められたルートを決められた時刻に運行する定時定路線型のバス路線とは異なり、ワゴン車やタクシー車両を利用して、電話などの予約に応じ目的地に向かう乗り合い型の公共交通である。市において検討しているデマンド交通は、車両はワゴン車両を利用し、タクシー会社への委託運行を考えており、導入しようとする地域は、時間帯により行き先が概ね特定をされているということから、沿線地域にきめ細かく設

メガソーラー事業の計画をしていると伺っており、現在この2施設以外に具体的な計画が出ているかどうか確認する。

答 太陽光発電システム設置の補助制度の内容については、住宅、または事業所が発電した電力をみずから使用し、余剰電力を売ることができる設備を設置した場合に対して補助する制度であり、住宅向けについては、1キロワット当たり3万円で、上限10万円、事業所向けについては、10キロワット以上の設備の設置に対して一律50万円の補助を行っている。過去3年の実績として、住宅では平成22年度において113件、平成23年度では193件、平成24年度は3月1日現在で、193件となっており、事業所はゼロである。

メガソーラー事業については、法的手続きとして農地法、森林法や砂防法などあり、例えば、農地の場合には、農地転用許可の手続きが必要となる。土地及び償却資産に関する固定資産税の課税対象となり、減税はない。

また現在、市内で事業を進めている2施設のほか、動きがあるものは2件あるが、まだ確定には至っていないところである。

定した停留所のうち、予約のあった停留所のみ経由し、目的地に到着する方法を考えている。導入する形態は、今後、地域の皆さんと一緒にになって、地域のニーズをさらに把握し、その地域にふさわしい運行方式を決めていく。

導入する経緯については、現在のバス運行の中には、乗車時間が長いことや利便性や費用効率の低い路線が存在している。また、小さい集落であるため、バス路線が空白地帯になっている地域があることから、地域の状況や移動ニーズを踏まえて、小型の車両で予約のあった停留所のみを効率的に運行することで、きめ細かいサービス提供が可能な運行システムになることから導入するものである。メリットは、予約のあった停留所のみに立ち寄ることから、目的地までの乗車時間の短縮が図れ、立ち寄らなかった地域への運行が可能になる。

今後は、この計画に沿って路線再編に向け、各路線のルート、ダイヤ、またバス停の位置やバス利用促進に向けた取り組みなど、具体的に地域の皆様方と一緒にになって作り、今年10月から運行を開始するものである。

さらに運行後の評価、検証などについても、地域の皆様方と一緒に協働して進めていきたいと考えている。

伊藤 彦太郎(いずれの会派にも属さない)

市庁舎について

- 1 市長として2期目を迎えたが、新庁舎建設の凍結は引き続き継続するのか



- 2 駐車場の問題について

- 3 庁舎機能の分散について

問 市長の1期目のマニフェストに掲げられた庁舎建設凍結は、マニフェストどおりに実行されたが、2期目を迎えるにあたって、その姿勢は現時点でどうなっているのか、新庁舎建設の凍結は引き続き継続するのか伺う。

また、本庁舎における駐車場について、狭隘で駐車できる台数も少なく、渋滞がよく見受けられるが、この問題についての考えを尋ねる。

次に、庁舎機能の分散について、現在、総合保健福祉センター、総合環境センター、関支所、また関支所には上下水道部があり、これら行政事務を分散している機能を、より生かしていくため、どのような方法を図っていくのか尋ねる。

答 市の財政状況を取り巻く環境は非常に厳しい中、多くの行政課題に対して何を優先して取り組むのか、裏づける財源は何かを、昨年度の後期基

本計画及び中期財政見通しで整理をさせていただき、市政の2期目においても、従来の方針を堅持し、市庁舎建設凍結を継続していく考えである。

また、駐車場の問題については、混雑することが予想される場合は、職員の通勤車両や雇用者を他の公共施設駐車場へ移動させるなど、混雑の緩和に努めているところである。特に確定申告期間については混雑が予想されるので、駐車場の整理員を2名配置して対応し、また、総務部の職員の通勤車両を旧斎場跡へ駐車することで、来客駐車スペースの確保に努めている状況である。

次に、庁舎機能の分散については、行政効率面で既存施設の有効活用、災害時に拠点施設として使用するなどのメリットもあるが、職員の移動が必要となり、迅速な事務処理、意思決定ができない、管理コストの削減がしにくいなど、行政効率面での課題があることも認識している。また、住民サービス面においても、サービスの内容によっては異なる庁舎に移動しなければならないといった課題も生じており、いずれこの市庁舎の再整備についての検討や議論を進める際には、この庁舎機能の分散化についても整理する必要があるとして捉えている。

予算決算委員会

(3月25日、26日開催)

平成24年度の各会計補正予算は、付託議案を各分科会へ分担し審査を行い、一般会計補正予算については、委員から庁舎建設基金に関する修正案が提出されましたが、賛成少数で否決され、全ての議案を可決しました。

平成25年度の各会計予算は、慎重な審査の結果、下記の意見を申し添え全ての議案を可決しました。

平成25年度予算に対する意見

1. 第1次総合計画後期基本計画の着実な推進を図る事を基本に予算を編成されたが、厳しい財政状況を踏まえて、今後の持続可能な健全財政構築のために、後期基本計画の事業実施に当たっては、財政運営の中長期的な視点も含め推進されたい。
2. 行財政改革推進本部の設置も踏まえ、行財政改革大綱に定めた各実施計画を確実に取り組むとともに、実施計画の中には市民に負担を求めるものもあることから、さらなる事務事業の見直しや効率的な行政運営により、徹底した歳出削減に努め、早期に成果を上げられたい。
3. 住民自治強化としての地域コミュニティのしくみづくり支援事業や新規の市民活動応援事業について、総合計画での市民力で地域力を高めるまちづくりを進める目的であるが、本会議や委員会において多くの意見が出されたことから、事業の制度設計を確実なものとした上で、十分な周知を行い、事業を実施されたい。

平成25年度の一般会計の予算編成には、平成24年に各常任委員会が行った所管事務調査をもとに、市長へ提言した内容がそれぞれ反映されています。

※平成24年に各常任委員会が行った所管事務調査の内容及び提言は、議会だより第40号（平成24年11月1日号）に掲載しています。

議会の主な動き

◆ 2月 ◆

- 4日 兵庫県南あわじ市議会視察来庁（議会報告番組、広聴活動）
6日 全員協議会
会派代表者会議
12日 会派代表者会議
議会運営委員会
北勢5市の市長・正副議長懇談会
13日 教育民生委員会
議員研修会
18日 議会改革推進会議検討部会
全国高速自動車道市議会協議会総会
19日 第1回臨時会
議会改革推進会議
会派代表者会議
20日 全員協議会
議会運営委員会
産業建設委員会
21日 リニア中央新幹線中央要望（21日・22日）
福井県大野市議会視察来庁（予算決算委員会、議会映像インターネット配信）
栃木県鹿沼市議会視察来庁（こども総合センター）
27日 3月定例会開会
会派代表者会議
総務委員会

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、ご理解と信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

◆ 3月 ◆

- 4日 議会運営委員会
11日 議案質疑
12日 議案質疑
予算決算委員会
一般質問
13日 一般質問
14日 一般質問
会派代表者会議
15日 産業建設分科会
産業建設委員会
18日 教育民生分科会
教育民生委員会
21日 総務分科会
総務委員会
25日 予算決算委員会
26日 予算決算委員会
27日 三泗鈴亀農業共済事務組合議会
議会運営委員会
3月定例会閉会
28日 香川県丸亀市議会視察来庁（歴史的環境形成事業）
29日 鈴鹿亀山地区広域連合議会

◆ 4月 ◆

- 2日 広聴広報委員会
8日 広聴広報委員会
15日 広聴広報委員会
会派代表者会議
18日 第96回東海市議会議長会定期総会
19日 総務委員会
議会改革推進会議検討部会
23日 教育民生委員会協議会
教育民生委員会
正副委員長会議
全員協議会
25日 岩手県久慈市議会視察来庁（議会改革）



平成25年6月定例会日程（予定）

6月7日	本会議開会	10：00～
18日	議案質疑、予算決算委員会	10：00～
19日	一般質問	10：00～
20日	一般質問	10：00～
21日	一般質問（予備日）	10：00～
24日	産業建設分科会、産業建設委員会	10：00～
25日	教育民生分科会、教育民生委員会	10：00～
26日	総務分科会、総務委員会	10：00～
28日	予算決算委員会 議会運営委員会 本会議閉会	10：00～ 13：00～ 14：00～

※正式な日程は直前の議会運営委員会で決定されます。詳しくは議会事務局へお問い合わせ下さい。またホームページにも掲載します。